

第8章 モロッコ

モロッコ憲法（1996年）

（1417年ジュマダーI月23日/1996年10月7日付ザヒール番号1-96-157により公布）

前文

モロッコ王国は、完全な主権を有するイスラーム国家であり、その公式の言語はアラビア語であり、また王国は大アラブ・マグリブの一部をなす。

モロッコ王国は、アフリカの国家でもあり、アフリカの統一の実現は国家目標の一つである。

モロッコ王国は、国際的諸機構の枠組みの中で活動する必要性を認識し、国際的諸機構における活発かつ積極的な一員として、その協定に基づく原則、権利、および義務に同意し、国際的に認められている人権を守ることを確認する。

同様に、モロッコ王国は、世界の平和と安全の維持のために努力することを決意する。

第1章 基本原則の規定

第1条

モロッコの統治制度は、立憲的、社会民主主義的君主制である。

第2条

主権は国民に属し、国民は国民投票によって直接的に、また憲法に基づく諸制度を介して間接的に、これを行行使する。

第3条

政党、労働組合、地方公共団体および職業別会議所は、公民がこれを組織し、公民がこれを代表する。

一党制は、これを認めない。

第4条

法は、国民の意思の崇高な表現であり、何人もこれに従わねばならない。法は遡及効果を有しない。

第5条

全てのモロッコの公民は、法の前で平等である。

第6条

イスラームは国家の宗教である。国家は、何人にも信仰の自由を保障する。

第7条

国旗は、赤い旗であり、その真中に5つの条からなる一つの緑色の星を有する。

王国の標語は、アッラー、祖国、王である。

第8条

男性と女性は、政治的に平等な権利を有する。

全ての公民は、男性も女性も、成人に達し、市民的および政治的諸権利を得たとき、投票権を有する。

第9条

憲法は、全ての公民に下記の自由を保障する：

- 王国内の全ての地域に、移転し、居住する自由。
- 思想の自由、あらゆる形での表現の自由および集会の自由。
- 結社の自由および自らの選択により労働組合および政治組織に参加する自由。
- これらの自由は、法の規制によらない限り、これを制限されない。

第10条

何人も、法によって定められた訴訟と手続きによらなければ、逮捕、拘留又は処罰されない。

住居は、これを侵されない。法によって定められた条件と手続きによらなければ、捜索および検証されない。

第11条

通信の秘密は、これを侵してはならない。

第12条

全ての公民は、公的な職および地位に従事することができる。その職および地位を得るために必要な条件は、全ての公民に対して平等である。

第13条

全ての公民は、ひとしく教育と勤労の権利を有する。

第14条

争議権は、これを保障される。

この権利が行使できる条件と手続きについては、国家組織法でこれを定める。

第 15 条

私有財産権と私的な企業の自由は、これを保障される。

国家の経済的および社会的要求によって、この権利と自由を制限する必要性が生じたときには、法律は、これを行うことができる。

私有財産は、法によって定められた訴訟と手続きによらない限り、これを接収されない。

第 16 条

全ての公民は、祖国の防衛のために協力しなければならない。

第 17 条

全ての公民は、その能力に応じて、公的な責任を負う。この責任は、本憲法に定められた手続きにしたがって、法律によってのみ、これが、作り出され、配分される。

第 18 条

全ての公民は、国家を襲う危機から生じる責任を、連帯して、負わなければならない。

第 2 章 君主制

第 19 条

国王は、アミール・アル＝ムーミニーンであり、国民の最高の代表者であり、国民の統合の象徴であり、国家の持続と永続を保障する者である。国王は、イスラームの保護者であり、憲法の尊重のための監視人である。また国王は、公民、社会的諸団体および地域社会の権利と自由の守護者である。

国王は、国家の独立と王国の真正なる領土の保全とを保障する者である。

第 20 条

モロッコの王位および憲法による王位の権利は、国王が、存命中に、男子の内から長子以外の者を後継者として任命しない限り、国王ハサン 2 世の直系子孫で、男系男子の長子が、これを相続する。王の直系子孫の中に男子がいなるときは、王位は、上記の相続の規定と条件に従い、最近親の系統の王族に、これを伝える。

第 21 条

国王の成年は、満 16 年とする。国王が成年に達しないときは、摂政評議会が、憲法の改正についての権限を除いて、国王の権限と権利を行使する。摂政評議会は、国王が 20 歳になるまで、国王の諮問機関として機能する。

摂政評議会は、最高裁判所長官が、これを主宰する。摂政評議会は、最高裁判所長官、

衆議院議長、参議院議長、ラバト＝サレ都市名士会議の議長および国王の意志で選ばれた 10 人によって構成される。

摂政評議会の運営規則は、国家組織法でこれを定める。

第 22 条

国王は、王室費を有する。

第 23 条

国王の人格は神聖であり、その聖性は侵されない。

第 24 条

国王は、内閣総理大臣を任命する。

国王は、内閣総理大臣の提案に基づき、内閣の他の国务大臣を任命する。

国王は、内閣総理大臣および国务大臣を罷免することができる。

国王は、任意に、あるいは内閣の総辞職によって、内閣を解散することができる。

第 25 条

閣議は、国王が、これを主宰する。

第 26 条

国王は、最終的に可決された法案が内閣に送付された後、30 日以内に、これを発布する。

第 27 条

国王は、第 5 章の第 71 条および第 73 条に定められた条件に基づき、ザヒール・シャリーフによって、国会の両議院、あるいは何れか一方の議院を、解散させることができる。

第 28 条

国王は、国民および国会に対して、演説を行うことができる。両議院で行われる国王の演説は、その内容について、いかなる議論もこれをしてはならない。

第 29 条

国王は、憲法の条文によって明白に認められた権限を、ザヒールによって、行使する。

ザヒール・シャリーフは、第 21 条（第 2 段落）、第 24 条（第 1 段落、第 3 段落、第 4 段落）、第 35 条、第 69 条、第 71 条、第 79 条、第 84 条、第 91 条、第 105 条を除いて、内閣総理大臣がこれに副署する。

第 30 条

国王は、国王軍の最高指揮官である。

国王は、文武の職への任命権を有する。また国王は、この権限を、他の者に委託することができる。

第 31 条

国王は、大使を信任状とともに、外国および国際機関に派遣する。また大使および国際機関の代表者が、国王のもとに、信任状をもって派遣される。

国王は、協定に調印し、またそれを批准する。ただし、国家の財政負担を必要とする協定については、法によって承認されるまで、これは批准されない。

憲法の規定に抵触するおそれのある協定は、予め決められた、憲法の改正案の基本方針にしたがって、これを批准する。

第 32 条

国王は、司法官職高等評議会、教育高等評議会および国家振興・計画高等評議会を主宰する。

第 33 条

国王は、第 84 条に規定された条件に従い、裁判官を任命する。

第 34 条

国王は、恩赦権を有する。

第 35 条

国家の領土の保全が脅かされたとき、あるいは憲法による規定を侵すおそれのある事件が起こったとき、国王は、衆議院議長、参議院議長および憲法評議会議長に諮り、国民に演説を行った後に、ザヒール・シャリーフによって、非常事態を宣言することができる。国王は、この宣言により、あらゆる憲法上の規定に拘束されることなく、国家の領土の保全のために、憲法による規定を正常に戻すために、そして国務の運営のために、あらゆる手段を行使することができる。

非常事態は、国会の解散を伴わない。

非常事態は、その宣言と同じ手続きをへて、解除される。

第 3 章 国会

国会の制度

第 36 条

国会は、衆議院および参議院の両議院でこれを構成する。国会の議員は、議員としての任期を、国民から得る。議員が有する投票権は、個人の権利であり、これを委託することはできない。

第 37 条

衆議院議員は、直接普通選挙によって選挙され、その任期は、5 年とする。衆議院議員の任期は、衆議院の選挙の後、5 年目の 10 月の常会の開会をもって終了する。

衆議院議員の定数、選挙制度、被選挙権の条件、欠格事由、選挙に関する訴訟制度は、国家組織法で、これを定める。

衆議院の最初の会期の冒頭で、衆議院議長が選出される。衆議院議長は、議員任期中の 3 年目の 4 月の常会で、再度、選挙され、この議長が残りの任期をつとめる。

衆議院事務局委員は、各会派の所属議員数の比率により、これを各会派に割り当て選任する。委員の任期は 1 年である。

第 38 条

参議院の 5 分の 3 の議員は、王国の地域圏単位で、地方公共団体の代表者から構成される選出委員会が、これを選出する。残りの 5 分の 2 の議員は、地域圏単位で、職業別組合から選出された選出委員会が選出した議員と、全国単位で、給与生活者の代表者から構成される選出委員会が選出する議員とから構成される。

参議院議員の任期は 9 年とし、3 年ごとに 3 分の 1 の議員を改選する。第 1 回目および第 2 回目の改選の対象となる議席は、くじ引きでこれを決める。参議院議員の定数、選挙制度、各選出委員会が選出する議員数、地域圏ごとの議席数、被選挙権の条件、欠格事由、上述のくじの方法、選挙に関する訴訟制度は、国家組織法でこれを定める。

参議院議長および参議院事務局委員は、3 分の 1 の議員の改選ごとに、10 月の常会の冒頭で、選出される。事務局員は、各会派の所属議員数の比率により、これを各会派に割り当て選任する。

参議院の解散に続く選挙後、最初に開催される参議院議会の召集日に、参議院議長および事務局委員が選出されなければならない。参議院議長および事務局委員は、議員の 3 分の 1 の改選時に、10 月の常会の冒頭で改選される。

第 39 条

国会議員は、王制又はイスラームに疑義をはさむ発言、および国王に払うべき敬意を失する発言を除いては、議院で行った発言又は表決を理由に、起訴、搜索、逮捕、拘留されない。

国会議員は、現行犯罪を除いては、国会の会期中、所属の院の許諾がなければ、罪の軽重を問わず、本条の前述の通りに、起訴又は逮捕されない。

国会議員は、現行犯罪の場合、起訴が認められた場合又は最終の有罪判決の場合を除い

ては、国会の会期外中、所属の院の許諾がなければ、逮捕されない。

国会議員の拘留又は起訴は、現行犯罪の場合、起訴が認められた場合又は最終の有罪判決の場合を除いては、所属の院の要求があれば、これを留保する。

第 40 条

国会の常会は、毎年 2 回、これを召集する。第 1 回の常会は、10 月の第二金曜日に開会し、国王が、これを主宰する。第 2 回の常会は、4 月の第二金曜日に、これを開会する。各常会で、国会の会期が、3 ヶ月以上にわたったときには、政令によって、国会は、これを閉会できる。

第 41 条

国会の臨時会は、いずれかの議院の議員の絶対多数の要求によるか、又は政令によって、これが召集される。

国会の臨時会は、一定の議事日程に基づいて、召集される。議事日程の議論が終ったときに、会期は、政令により、終了する。

第 42 条

国務大臣は、両議院の議会および委員会に出席することができる。国務大臣は、自らが指名した代理人を、議会および委員会に出席させ、その補佐を得ることができる。

上述の常任委員会とは別に、国王の発議により、又はいずれかの議院の多数の要求によって、その議院に、特定の案件の審査のために、調査委員会を設けることができる。調査委員会は、その案件について情報を集め、それについて審査し、その結論を、議院に報告する。案件が、法的な起訴事件であった場合、又は進行中の訴訟の場合、これについての調査委員会を設けることはできない。設置された調査委員会は、設置を必要とした案件についての審査が終れば、その使命は終る。

調査委員会は、臨時的委員会であり、その任務は、決議を報告することで終る。

調査委員会の運営方法については、国家組織法でこれを定める。

第 43 条

国会の両議院の会議は、公開とする。会議の完全な記録が、官報によって公表される。

いずれの議院も、内閣総理大臣の要求、又はその院の議員の 3 分の 1 の要求があれば、秘密会を開くことができる。

第 44 条

いずれの議院も、議決によって、院の規則を定めることができる。ただし、その規則が、現行憲法の規定と一致していることを、憲法評議会によって宣言されるまで、これは、

施行されない。

国会の権限

第 45 条

法は、国会の議決によって、制定される。

内閣は、一定の期間内、一定の範囲内で、一般的には法律の領域に属する規定について、政令としてこれを制定する権限を有する。政令は、その公布とともに効力を有する。ただし、政令は、制定権限を認められた一定の期間内に、国会の承認を得なければならない。国会の両議院、あるいはいずれか一方の議院が解散したとき、制定権限は失効する。

第 46 条

法は、憲法の他の条項で明確に述べられた法的規定以外に、下記の領域をその管轄とする：

- 現行憲法の第 1 章で列挙された個人、および集団の権利。
- 違反、および違反に適用される刑の決定、刑事訴訟、民事訴訟、新しい法の制定。
- 司法官身分規定。
- 公務員身分規定。
- 文武の公務員に与えられる基本的保障。
- 地方公共団体の議会の選挙制度。
- 市民税および商業税の制度。
- 公共機関の創設
- 企業の国有化と企業の公的セクターから私的セクターへの移行。

国会は、国家の経済的、社会的および文化的活動の基本的目標について、法的枠組みを議決する権限を与えられている。

第 47 条

法の領域外の事柄は、行政規則の管轄に属する。

第 48 条

立法に関する規定のうち、その内容が政令の制定権の行使に関わることであれば、憲法評議会の合意を得た後、政令によって、この規定を改正することができる。

第 49 条

戒厳令は、ザヒール・シャリーフによって、30 日間に限って、これを宣言できる。30 日を超える期間は、法による以外は、これを認めない。

第 50 条

国会は、法律の定める基準に従い、議決によって、予算案を定める。

国会は、開発計画の実施に必要な投資支出について、これを承認するときに限り、一回だけ議決する。承認された投資支出は、計画が進行中は、自動的に継続延長される。上述の承認された計画を変更する法案を提案する権限は、内閣だけがこれを有する。

会計年度の末に、予算案が議決されなかったとき、あるいは憲法第 81 条の規定に基づき、憲法評議会に付託されたため、予算案が執行されなかったとき、内閣は、法が承認を得るために提案されたことを考慮し、公共事業の推進および公共事業に係る業務の実施に必要な予算については、政令によってこれを計上する。

この場合においても、租税の徴収は、予算案の内、廃止が提案された税を除いて、法的規則および現行の政令によってこれを行う。上述の予算案が税率の減額を予定している場合は、この税は新しく提案される率で徴収される。

第 51 条

国会議員による、法の改正に関する提案と改正案は、この採択が、予算案と比較して、結果として、公的な財源を減少させるか、公的な負担を新たに生むか、又は増すときは、これは否決される。

立法権の行使

第 52 条

内閣総理大臣と国会議員は、等しく法案の発議権を有する。

法案は、両議院のいずれか一方の事務局に提出される。

第 53 条

内閣は、あらゆる法案、又は立法権の範囲外の修正案を拒否することができる。

この問題で意見の一致が得られない場合、憲法評議会は、両議院のいずれか一方の議会又は内閣の要求により、8 日以内にこれを裁決する。

第 54 条

内閣総理大臣により提出された法案および国会議員により提出された法案は、その調査のために委員会に送られる。委員会は、国会の閉会中も活動を継続する。

第 55 条

内閣は、議会の閉会中であっても、両議院の関係する委員会の同意を得て、次の議会の通常会期中に承認を求めて提出されることになっている政令については、これを発布することができる。

政令の法案は、両議院のいずれか一方の事務局に提出される。両議院の関係する委員会は、議決の一致を得るために、順番にこれを審査する。政令の法案が提出されてから 6 日以内に、議決の一致が得られないときは、内閣の要求により、両議院から同数の代表者で構成される両院協議会が結成される。両院協議会は、3 日以内に一致した意見を関係する委員会に提出することを求められる。

両議院から同数の代表者で構成される両院協議会が、決められた期間内に意見の一致を得られなかったとき、あるいは一致した意見が、関係する議会の委員会に提案されてから 4 日以内に採択されなかったとき、本条の第一段落の同意は否決されたものとみなされる。

第 56 条

議事日程は、両議院のそれぞれの事務局によって定められる。この議事日程には、議事の優先順位や内閣が決めた議事の順番、および内閣が提出した法案と内閣が受理した議院提出法案の審議が含まれる。

各週の会期は、両議院の議員の質問と内閣の答弁のために、優先的にあてられる。

内閣は、質問書を受け取った日から 20 日以内に答弁しなければならない。

第 57 条

両議院の議員および内閣は、修正案の発議権を有する。審議の開始後であっても、内閣は、関係の委員会に事前に提出されなかった修正案については、その審査を拒否することができる。

法案の審議を付託された議院は、内閣がそれに修正案を提案したにせよ、あるいは同意をしたにせよ、内閣の要求があれば、一回の投票により、その法案の一部又は全文について議決をしなければならない。

第 58 条

国会の両議院は、内閣提出の法案あるいは議員提出の法案の全てについて、一致した成案の採択に向けて、順番にこれを審議する。先議を付託された議院は、議事日程の中に記録された、内閣によって提案された法案あるいは議員提出の法案を順番に審議する。

一方の議院で先に議決された法案は、他方の議院に送付され、これを審議する。

内閣提出の法案あるいは議員提出の法案は、両議院のいずれにおいても 2 度の審議を終えた後でも可決されなかったとき、あるいは両議院のいずれにおいても一回しか審議を終えてなくとも、内閣が緊急の案件であると宣言したとき、内閣は両議院から同数の代表からなる委員会を開催し、これに審議中の案件の成案を作成させることができる。内

閣は、本委員会が提出した成案を、両議院に提出し、議決を求めることができる。この場合、内閣の同意がなければ、いかなる修正も認められない。

両議院から同数の代表からなる委員会が一致した成案を提出できなかったとき、あるいはこの成案が両議院によって可決されなかったとき、内閣は、内閣提出の法案あるいは議員提出の法案を、国会の審議によって提案された修正案を必要に応じて取り入れたうえで、衆議院に提出することができる。この場合、衆議院は、衆議院の議員の絶対多数をもって以外、これを可決することができない。

第 75 条の第 2 段落の成案についての規定は、衆議院の議員の絶対多数による可決とみなされる。

国家組織法とその修正についても、上述の規則にしたがって採決される。しかしながら内閣又は議員によって提出された国家組織法案を最初に審議する議院は、その法案が議院に提出された日から 10 日以上経過するまでは、審議することも、また採決することもできない。

参議院に関する国家組織法の採決は、両議院の間で同じ成文でもって同意することが必要である。

国家組織法は、憲法評議会によって、これが憲法に一致していることを宣言されるまでは、発布されない。

第 4 章 内閣

第 59 条

内閣は、内閣総理大臣および国務大臣によって、これを組織する。

第 60 条

内閣は、国王および国会に対し責任を負う。

国王による内閣の大臣の任命後、内閣総理大臣は両議院において、施政方針を発表する。

この施政方針は、内閣がさまざまな国務について実施するための指針、とくに政治、経済、社会、文化、および外交の諸分野の活動を含まなければならない。

この施政方針は、両議院において審議の対象となる。衆議院においては、施政方針についての審議の後に、投票がおこなわれる。投票は、第 75 条の第 2 段落および第 3 段落の規定にしたがって実施され、また投票によって第 75 条の最後の段落で示される法的効力が生じる。

第 61 条

内閣は、内閣総理大臣の責任において、法律を執行し、また行政権を行使する。

第 62 条

内閣総理大臣は、法案の発議権を有する。ただし、いかなる法案も、それが閣議に諮られる前は、両議院のいずれの事務局に対しても、これを提出することができない。

第 63 条

内閣総理大臣は、行政命令制定権を行使する。

内閣総理大臣から出された行政命令は、その執行を担当する国务大臣によって連署される。

第 64 条

内閣総理大臣は、その権限の一部を、国务大臣に委任することができる。

第 65 条

内閣総理大臣は、国务大臣の活動を調整する責任を負う。

第 66 条

以下の諸問題は決定される前に、閣議が審議を委ねられる：

- 国家の政策全般に関係する諸問題。
- 戒厳令の宣言。
- 戦争の宣言。
- 衆議院に対し、内閣を信任する決議を求めること。
- 両議院のいずれかの事務局に提出される前の、議員提出の法案。
- 行政命令。
- 第 40 条、41 条、45 条、55 条に規定された政令。
- 計画の草案。
- 憲法改正の草案。

第 5 章 権力相互間の関係

国王と国会との関係

第 67 章

国王は、両議院のいずれに対しても、全ての草案あるいは法案の提出について、新しい読会を行うことを求めることができる。

第 68 条

新しい読会は、演説によって定式化される。この新しい読会は、これを拒否されない。

第 69 条

新しい読会に提案された、全ての内閣提出の法案あるいは議員提出の法案が、両議院のいずれかによって可決されなかったとき、あるいは所属議員の 3 分 2 の多数でもって否決されたとき、国王は、新しい読会の終了後、ザヒール・シャリーフによって全ての法案を、国民投票にかけることができる。

第 70 条

国民投票の結果は、全ての者を規制する。

第 71 条

国王は、両議院のそれぞれの議長および憲法評議会の議長に諮り、国民への演説を行った後、国会の両議院、あるいは両議院のうちのいずれか一方を、ザヒール・シャリーフによって解散させることができる。

第 72 条

新しい国会あるいは新しい議院の選挙は、解散後 3 ヶ月以内に実施しなければならない。この期間、国王は、憲法によって国王に認められている権限に加えて、国会の権限である立法についての権限を行使する。

第 73 条

議院が解散され、新しい議院の選挙が実施された後、1 年間が経過するまでは、これを解散することはできない。

第 74 条

戦争の宣言は、衆議院および参議院への通告後に行われる。

国会と内閣との関係

第 75 条

内閣総理大臣は、政策全般についての発表に関して、あるいは法案の投票に関して、衆議院に対して、内閣を信任する決議を求めることができる。

内閣に対する信任の拒否、あるいは法案の否決は、衆議院の所属議員の絶対多数の賛成を必要とする。

投票は、信任の決議案が提出されてから、丸 3 日間が経過するまでは、これを行うことができない。

信任の決議案が否決されたときは、内閣を総辞職しなければならない。

第 76 条

衆議院は、不信任動議の決議によって内閣の責任を問うことができる。この動議案は、所属議員の少なくとも 4 分の 1 の議員の署名がなければ提出できない。

不信任動議案の可決は、所属議員の絶対多数の賛成投票を必要とする。また投票は、動議案が提出されてから丸 3 日が経過するまでは行われない。

不信任動議案が可決されたときは、内閣は総辞職をしなければならない。

内閣が衆議院によって不信任とされたとき、その後 1 年間は、衆議院によるいかなる不信任動議案も受理されない。

第 77 条

参議院は、内閣に対する注意勧告動議あるいは不信任動議を決議することができる。

内閣に対する注意勧告動議案は、参議院議員の少なくとも 3 分の 1 の署名がなければ受理されない。また動議案の可決は、所属議員の絶対多数の賛成投票を必要とする。投票は、動議案が提出されてから丸 3 日が経過するまでは行われない。

参議院議長は、注意勧告文をただちに内閣総理大臣に送付する。内閣総理大臣は内閣に送付された注意勧告文の理由について、内閣の立場を参議院に説明するために 6 日間の猶予を与えられる。

内閣の声明は、議論はされるが、それについて決議は行われない。

不信任動議案の受理は、参議院所属の少なくとも 3 分の 1 の議員の署名を必要とする。

また動議案の可決は、所属議員の 3 分の 2 の多数の賛成票を必要とする。投票は、動議案が提出されてから丸 3 日が経過するまでは行われない。

不信任動議案が可決されたとき、内閣は総辞職をしなければならない。

内閣が参議院によって不信任とされたとき、その後 1 年間は、参議院によるいかなる不信任動議案も受理されない。

第 6 章 憲法評議会

第 78 条

憲法評議会が設置される。

第 79 条

憲法評議会は、任期 9 年で、国王によって任命される 6 人の委員、および同じ任期で、それぞれの議院に諮った後、衆議院議長によって任命される 3 人の委員と参議院議長に

よって任命される3人の委員から構成される。いずれの憲法評議会の委員も3年ごとに、3分の1の委員が交替する。

憲法評議会の議長は、国王が任命する委員の中から、国王によって選ばれる。

憲法評議会の議長および委員の任期は、更新されない。

第80条

国家組織法は、憲法評議会の組織や活動についての規則、および必要な手続き、とくに異議申し立ての表明のために決められた期間を規定する。

国家組織法は、また憲法評議会と兼務を認められない職務、3年ごとに交替する2人の委員の入れ替え方法、および任期中に職務を遂行できなくなったり、辞職したり、死亡したりした委員の代理の任命方法を規定する。

第81条

憲法評議会は、憲法の条文によって、あるいは国家組織法によって、憲法評議会に帰属すると規定された権限を行使する。さらに憲法評議会は、国会議員の選挙および国民投票の実施方法の規則を定める。

国家組織法については、その発布の前に、また両議院のそれぞれの議院規則については、その施行前に、それが憲法に一致していることを宣言するために、憲法評議会に送付される。

国王、内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長、および両議院の4分の1の議員は、法の発布の前に、憲法に一致していることを宣言するために、これを憲法評議会に送付しなければならない。

憲法評議会は、上記の二つの宣言について、これを1月以内に裁定する。しかしながら、緊急の場合は、内閣の求めにより、この期間は8日間に短縮される。

法の発布のために決められた期間を延期する場合も、上述の条件で、法は憲法評議会に送付されなければならない。

憲法に違反するいかなる法も、発布されず、施行されない。

憲法評議会の決定は、いかなる不服申し立てもこれを許さない。この決定は、公権力と行政権および司法権の全ての分野に及ぶ。

第7章 司法

第82条

司法権は、立法権および行政権から独立している。

第83条

判決は、国王の名において、下され、また執行される。

第84条

国王は、司法官職高等評議会の推薦に基づき、ザヒール・シャリーフによって、司法官を任命する。

第85条

司法官は、法の要求がなければ、罷免されず、転任されない。

第86条

国王は、司法官職高等評議会を主宰する。この評議会は、主催者以外に、以下の人々によって構成される：

- 法務大臣。法務大臣は本評議会の副議長をつとめる。
- 最高裁判所の長官。
- 最高裁判所における国王の主席検事。
- 最高裁判所の第一法廷の長官。
- 控訴裁判所の司法官が、彼らの中から選出した2人の代表者。
- 初級裁判所の司法官が、彼らの中から選出した4人の代表者。

第87条

司法官職高等評議会は、司法官の昇進および規律について、司法官に認められている保証が守られるように監視する。

第8章 高等法院

第88条

内閣の総理大臣および国務大臣は、その職務遂行中に侵した犯罪および軽罪について、刑事上の責任を負う。

第89条

国会の両議院は、上記の総理大臣および国務大臣を告訴し、高等法院に送ることができ

る。

第90条

告訴は、最初に、提出された議院の少なくとも4分の1の議員の署名を必要とする。告訴は、両議院が順番にこれを審査する。告訴の承認は、いずれの議院においても、訴追、予審あるいは裁判に召喚された国務大臣をのぞく議員によって、秘密投票で行われ、その3分の2以上の多数の議決を必要とする。

第91条

高等法院は、衆議院と参議院のそれぞれから選ばれた同数の議員によって構成される。

高等法院の長官はザヒール・シャリーフによって任命される。

第92条

国家組織法は、高等法院の員数、その選出方法、および運用方法を定める。

第9章 経済社会諮問院

第93条

経済社会諮問院が設置される。

第94条

内閣、衆議院、および参議院は、経済および社会のあらゆる問題について、経済社会諮問院に諮問する。

経済社会諮問院は、国内経済および計画立案の一般の方針について答申する。

第95条

経済社会諮問院の人員の構成、機構、権限および運営方法は、国家組織法がこれを定める。

第10章 会計検査院

第96条

会計検査院は、予算法の執行について最高の検査権を行使する。

会計検査院は、法によりその検査を受けなければならない機関の収入と支出の決算の合規性を確認し、その会計経理を監督し、適正を判断する。万一の場合は、上述の決算方法を定める規則に対する違反を罰する。

第 97 条

会計検査院は、法にしたがい、国会および内閣に対し、その特別の領域について援助を与える。

会計検査院は、国王に対し、その活動の全てについて報告をおこなう。

第 98 条

地域会計検査院は、地方公共団体およびその中の諸団体の会計経理を適正に期し、これを監督する。

第 99 条

会計検査院および地域会計検査院の権限、組織および運営方法は、法がこれを規定する。

第 11 章 地方公共団体

第 100 条

王国の地方公共団体は、地域圏、府、県および市町村とする。その他のいかなる地方公共団体の創設も法に基づかなければならない。

第 101 条

地方公共団体は、法の定める条件にしたがい、諸問題を民主的に運営するための機関として、議会を設置する。

府・県知事は、法の定める条件にしたがい、府、県、および地域圏の議決を執行する。

第 102 条

府・県知事は、府、県および地域圏において、国家を代表し、また法の執行を監視する。

府・県知事は、内閣の議決の執行についての責任者であり、また同様の趣旨から、中央の行政府の権威が地方において代表される機関を適切に運営するための責任者である。

第 12 章 憲法の改正

第 103 条

憲法改正の発議権は、国王、衆議院および参議院にある。

国王は、憲法の改正案を直接、国民による国民投票にかけることができる。

第 104 条

衆議院あるいは参議院の一人又は多数の議員から提出された憲法改正案は、その議院を

構成する議員の 3 分の 2 が投票によって賛成をしないと承認されない。その後、改正案は、もう一方の議院に送付され、構成議員の 3 分の 2 の多数が賛成をしないと、承認されない。

第 105 条

憲法の改正案および改正案の提出は、ザヒールにしたがい、国民による国民投票にかけられる。

憲法の改正案は、国民投票によって最終的に承認される。

第 106 条

国家の君主制度、およびイスラーム教に関する規定は、国民投票による改正の対象とならない。

第 13 章 補則

第 107 条

本憲法に基づく両議院の議員の選挙が実施されるまで、現在の衆議院が、とくに国会の新しい両議院の召集に必要な法を議決する権限を保有する。それは、本憲法の第 27 条の規定に違反しない。

第 108 条

本憲法の規定にしたがって新しい憲法評議会が設置されるまで、現在の憲法評議会が、従来の憲法および国家組織法によって与えられていた権限を行使する。

.....

(注) 重要と思われる用語については原語（ローマ字転写）を以下に示す。これらの用語については、憲法の原文では下線は引かれてないが、訳文には下線を引いてある。

- * (前文) イスラーム国家 : dawla islāmiya
- * (第 1 条) 立憲的、社会民主主義的君主制 : niẓām malakīya dustūrīya dīmuqraṭīya wa ijtimā'īya
- * (第 2 条) 国民 : umma
- * (第 3 条) 公民 : muwāṭinūn
- * (第 5 条) モロッコの公民 : maghāriba
- * (第 7 条) 祖国 : waṭan

- * (第 8 条) 公民：muwāṭin
- * (第 9 条) 公民：muwāṭinūn
- * (第 13 条) 公民：muwāṭinūn
- * (第 15 条) 国家：bilād
- * (第 16 条) 公民：muwāṭinūn 祖国：waṭan
- * (第 17 条) 全ての公民：al-jamī‘
- * (第 18 条) 全ての公民：al-jamī‘ 国家：bilād
- * (第 19 条) アミール・アル＝ムーミニーン：amīr al-mu‘minīn (伝統的にはイスラーム共同体の指導者＝カリフの称号をさす言葉)
国民：umma 国家の持続：dawla 公民：muwāṭinūn
国家の独立：bilād 領土：ḥawza
- * (第 21 条) 摂政評議会：majlis al-wiṣāya
- * (第 23 条) 神聖：muqaddas 聖性：ḥurma
- * (第 24 条) 内閣総理大臣：wazīr awwal
- * (第 27 条) ザヒール・シャリーフ：ẓahīr sharīf (勅令の意味)
- * (第 30 条) 国王軍：quwwāt al-musallaḥa al-malakiya
- * (第 32 条) 司法官職高等評議会：majlis awlā’ lil-quḍā
教育高等評議会：majlis awlā’ lil-ta‘lim
国家振興・計画高等評議会：majlis awlā’ lil-in‘āsh al-waṭanī al-takḥtīt
- * (第 36 条) 衆議院：majlis al-nuwwāb 参議院：majlis al-mustashārīn
- * (第 46 条) 文武の公務員：muwazzafūn madaniyūn wa ‘askariyūn
市民税および商業税：iltizāmāt madaniya wa tijāriya
- * (第 59 条) 内閣：ḥukūma
- * (第 78 条) 憲法評議会：majlis dustūrī
- * (第 86 条) 司法官職高等評議会：majlis awlā’ lil-quḍā
最高裁判所の長官：ra’īs awwal lil-majlis al-awlā
主席検事：wakīl ‘āmm
控訴裁判所：maḥākīm al-isti’nāf
初級裁判所：maḥākīm awwal darja
- * (第 8 章) 高等法院：maḥkama ‘ulyā
- * (第 9 章) 経済社会諮問院：majlis iqtisādī wa ijtimā’ī

- * (第 10 章) 会計検査院 : majlis awlā lil-ḥisābāt
- * (第 98 条) 地域会計検査院 : majālis jihawīya lil-ḥisābāt
- * (第 11 章) 地方公共団体 : jamā‘āt maḥalliya
- * (第 100 条) 地域圏 : jihāt 府 : ‘imālāt 県 : aqālīm
 市町村 : jamā‘āt ḥaḍarīya wa qarawīya
- * (第 103 条) 国民 : sha‘b
- * (第 105 条) 国民 : sha‘b

(訳：私市 正年)

解 説

私市 正年

1. 憲法制定と王制の確立までの過程

1956年3月2日、モロッコの公式の独立が認められた。独立運動のリーダーの一人であったスルタン、ムハンマド5世は、もう一つの独立運動の貢献者、王制に反対する諸勢力（イスティクラール〈独立〉党の中の共和派や社会主義勢力、とくに後のUNFP）と対抗しつつ、公式演説（1956年5月15日、58年5月8日、60年5月23日など）によって立憲君主制を樹立する意向を示していた。この意向を具体化するため、1960年11月3日付のザヒール（勅令）によって《憲法草案制定委員会》を設置した。この委員会は国王任命による78人から構成され、1962年12月31日までに憲法を制定（草案を国王に提出し、それを国民投票で可決するという形）するとしていた。国王が委員会に託した憲法の基本は、「イスラームとモロッコの伝統を尊重するという枠組みの中での立憲君主制」であった。

ところが1961年2月26日、ムハンマド5世の死去とともにこの委員会が解散した。ハサン2世は、父ムハンマド5世がとった立法化の方法を踏襲せず、スルタン個人に伝統的に認められていた広い法的権限（ザヒールの発布）を利用することによって、自らの意志で憲法制定にとりかかった。まず、1961年6月2日、《モロッコ王国のための基本法》に関するザヒールを発布した。この基本法は正式には憲法ではないが、国家のあり方の基本を定めているという点で憲法と同様の性格をもっていた。基本法には《モロッコはアラブ・ムスリムの王国である。それは立憲君主政体に基づく》（第1条）。《イスラームは国家の公式の宗教である》（第2条）。《アラビア語は国家の公式の国語である》（第3条に）とあるように、後に制定される憲法の基本が規定されている。

ハサン2世が小さな法学者グループの協力を得て、自らの主導によって作成したのがモロッコ最初の憲法で、1962年12月7日の国民投票で採択された。そこにはシャリーフとしての君主制に合致したイスラームの伝統が巧みに取り込まれている。

2. 立憲君主制の特徴

モロッコ憲法の規定が欧米の憲法と根本的に異なっているところは何か。フランスやイギリスの近代憲法が個人の自由と、権力の源泉を個々の人間の意志に置いたのに対し、モ

ロッコ憲法は中世政治思想、つまりカリフ制の原理を採用し、それを神の法にかなったものとしている。カリフは、神の影であり、地上において絶対的な権限を有する。すなわちモロッコ憲法では神の法が憲法の法よりも優先される。憲法の法は議会を認め、政府を認める。ただし、憲法の規定は、優先される神の法に抵触しない限りという条件がつく。

では憲法の中でどのように規定されているのか。「モロッコ王国は、完全な主権を有するイスラーム国家であり・・・」（前文）。「イスラームは国家の宗教である。国家は、何人にも信仰の自由を保障する」（第 6 条）。「王国の標語は、アッラー、祖国、王である」（第 7 条）。「国王の人格は神聖であり、その聖性は侵されない」（第 23 条）。この第 23 条は、シャリーフ（ムハンマドの子孫）としての神聖さ、現世における神の影たるイマームとしての神聖さと関係している。またこの規定は、不敬罪の規定にも適用されうる。

憲法第 19 条では、「国王は、アミール・アル＝ムーミニーンであり、国民の最高の代表者であり、国民の統合の象徴であり、国家の持続と永続を保障する者である。国王は、イスラームの保護者であり、憲法の尊重のための監視人である。また国王は、公民、社会的諸団体及び地域社会の権利と自由の守護者である。国王は、国家の独立と王国の真正なる領土の保全を保障する者である」とある。国王が宗教的、民族的、政治的な監督者、保護者であると主張する根拠は、この規定から生じる。

国王は神聖にして不可侵（国王がシャリーフであることから生じる）であるが故に、一切の政治的責任から免れていることになる。彼の全ての行為（演説、ザヒール、行動）は、法および世論から絶対的に批判を免れている。それ故に、ザヒールを不服として法に訴えることはできない。国王は、パイア（彼に全権を委託する行為）によって、法的権限を所有する。国王が、司法官職最高会議の提案に基づき、ザヒールによって裁判官を任命するのは、この資格においてである。

議会と政府は、政治と国王の道具としての性格をもつ。議会も大臣も国王たるカリフの協力者とみなされる。その意味では議会は決定機関ではなく、シューラー（合議の諮問機関）である。

カリフとしての国王の統治という条件の中で、近代デモクラシーの重要な道具とされる政党、議会、憲法は限定的な機能にならざるをえない。

3. 現代国家とマフザン体制

独立後もマフザン制度が存続しているのか、否かをめぐっては多少の議論がある。一部

の者は、独立とともにマフザンは解体し、国家は近代的な政体へと変質したとする。他方、多くの者は独立後もマフザン体制が存続しているとする。ではその場合、マフザンはいかなる意味で理解されるのか。

独立後、マフザンは伝統的な制度と近代的な制度とを并存させる形をとっている。伝統的な制度とは、スルタン、シャリーフ、アミール・アル＝ムーミニーン（カリフ）、近代的な制度とは議会や政党であり、憲法である。伝統的制度から権威の正当性が得られ、近代的な制度から具体的な権力が得られる。

独立後から今日まで存続しているマフザンとは、構造であり、統治の様式であり、システムであり、制度でもある。このマフザンは荘厳なる儀礼によって際立てられ、宗教とモロッコの伝統とを保護し、近代化を制御する役割をはたしている。

（１）権威の正当性の源泉

イスラームは 1962 年憲法で「国家の宗教」と規定されているように、マフザンの土台をなしている。その後の憲法改正でもこれは変わらない。

バイアは王と国民との間の契約であるが、それは国民が王の権威を認めるかわりに、王は公共の秩序維持と個々人の安全を確保する責任を負うことによって成立する。このバイアは毎年、国王の即位記念日に、ウラマー、大臣、軍人、議会メンバー、公的セクターの高官、州・県の知事、地方代表者などが宮廷に出向いて行われる荘厳な儀式である。また、国民投票も国王と国民のバイアとして位置付けられる。

シャリーフであることは、バラカ（神の恵み）を血統によって相続していることを意味する。国王の行幸のとき、歓迎の儀式で出される乳とナツメヤシの実に、国王は指を入れるか、軽く口をつけるだけである。国王の接触によってバラカを含んだ乳は大地に注がれ、ナツメヤシの実は蒔かれる。それが豊饒をもたらすと信じられているからである。

（２）委託・監督・仲裁

マフザンの伝統的な機能は委託・監督・仲裁という形で独立後の政治制度の中に維持されている。憲法は国王による権限の委託を禁じたり、制限したりしない。国王は、行政のさまざまな分野に権限を委託している。権力の委託は、国王は首相に、首相は議長に、議長はさらに下位の者へというように上から下へピラミッド式に下りていく。この委託はザヒール（勅令）という形でなされる。しかもザヒールの範囲は定められていない。ザヒールはその実行を任された大臣によって署名される。たとえば、国王は首相の任免権を有するが、その任命は《憲法第 29 条によって、我に任された行政権を汝に委託する》というザ

ヒールによって行われる。ザヒールは、憲法 23 条（国王の神聖、不可侵の規定）および 19 条（国王の宗教的、政治的、国民的指導者の規定）によって神聖なものとされ、ザヒールによって任命された知事に背くことは、王に背くこととみなされる。

憲法は国王に、国家機構の全てに対する監督権を認めている。国王はさまざまな会議の議長であり、執行権の保有者であり、立法府の監督者である。国王は、憲法第 19 条によって、宗教的、政治的、行政的分野において最高の監督者である。

シャリーフとしての資格は特定の部族の利害を超えた属性を有する。また彼のあらゆる行為（判断も）は批判されえず、非難を免れている。その資格においてシャリーフたる国王は政党間や労使紛争でも紛争の仲裁をなしうる。

（3）現実の政治決定

モロッコの政治決定は、シューラー（合議による諮問）とザヒール（勅令）によって特徴づけられる。憲法の制定によって、伝統的なウラマーのシューラーに代わって、西欧的な選挙による代議制が採用された。ところが、国会も地方議会も諮問議会であり、国王への助言機能しかはたせない。絶対的な権力者は国王であり、国王は全ての決議がなされる前に会議を閉会させたり、議員任期が終わる前に議員を解任させることも、また議会を解散させることもできる。

政治決定は国王の命令、演説、指示によってなされる。ザヒール（勅令）はイスラーム中世までさかのぼるが、モロッコでは今でもこのザヒールが用いられている。ザヒールは、行政権、立法権、司法権にも相当し、「唯一の神に称賛あれ！」という決り文句で始まり、アミール・アル＝ムーミニーン（カリフ）の名でもって封印される。また、国王がテレビや新聞、雑誌でのインタビューで語ることもザヒールと同等の効力を有する。国王のザヒールや宣言は官報の形で公表されてもされなくても、同じ法的価値をもつ。

4. 現行憲法の特徴と主な改正点

モロッコは、1962 年に憲法を制定してから、70 年、72 年、80 年、92 年、96 年と改正を重ねてきた。最新の改正である 1996 年憲法は、ヒジュラ暦 1417 年ジュマダー I 月 23 日＝西暦 1996 年 10 月 7 日に発布されたザヒール（No.1-96-157）によって公布された。

（1）内閣および司法

1996 年憲法によっていくつか民主的な改正が行われた。国王は、内閣総理大臣の提案に基づき、内閣の他の国务大臣を任命する（憲法第 24 条）。この条項ではく内閣総理大臣の

提案に基づき>が新たに付け加えられた。内閣は、内閣総理大臣および国务大臣によって、これを組織する（第 59 条）。内閣は、国王および国会に対して責任を負う（第 60 条）。内閣は、内閣総理大臣の責任において、法律を執行し、また行政権を行使する（第 61 条）。この条項で<内閣総理大臣の責任において>はあらたに付け加えられた。憲法評議会を設置し、国会議員の選挙および国民投票の選挙を管理させ、またすべての法は発布前に憲法評議会の承認を受ける。さらに、評議会の決定は、いかなる不服申し立ても許されない（第 6 章、第 78-81 条）。第 6 章の憲法評議会は新設である。

司法については、とくに変更点はなく、司法、立法、行政の互いの独立をうたうが、判決は国王の名において行われる（第 83 条）。司法官は司法官職高等評議会の推薦に基づきザヒール・シャリーフ（勅令）によって任命され（第 84 条）、その地位は終身である（第 85 条）。司法官職高等評議会は国王が主宰する（86 条）。このように司法には国王の権限が広く及んでいる。控訴制度があり、初級裁判所、控訴裁判所、最高裁判所という形をとるが、これとは別に軍事裁判所が置かれている。

（2）議会および政党について

1962 年憲法では衆議院（Majlis al-Nuwwāb）と参議院（Majlis al-Mustashārīn）の二院制であったが、70 年の改正で衆議院のみの一院制になった。そして 1996 年の改正で再び二院制に戻った。

衆議院の任期は 5 年で、国民の直接投票で選出される。衆議院の議席数は 325 である。

参議院の任期は 9 年で、3 年ごとに 3 分の 1 を改選する。参議院の議席数は 270 議席である。参議員の 5 分の 3 は、各地域圏の中に設置される選挙委員会が選出する。選挙委員会は、地域圏内の地域圏議会議員、県議会議員、市・村議会議員の中から選ばれる。残りの 5 分の 2 は、二つの選挙機関（「職業組合代議員会議所」と「給与所得者代議員会議所」）から選出される。各地域圏の選挙委員会が 162 議席を選出し、職業組合代議員会議所が 81 議席、給与所得者代議員会議所が 27 議席を選出する。

国王は、憲法 71 条、73 条に基づき、ザヒールによって衆議院の議会の解散権をもっている。

1956 年独立時からモロッコは複数政党制をとっている。1997 年 11 月 14 日の国政選挙に立候補者を出した政党は 16 政党で、そのうち議席を獲得したのは 15 政党である。

（3）その他の新しく追加された条項

以上の他に 1996 年憲法では、以下のような新しい条項の追加が行われた。

第 15 条の「私的企業の自由の保障」、第 38 条「参議院の規定」、第 71 条「参議院の解散規定」、第 77 条「参議院に対する内閣の責任」、第 10 章の「会計検査院」の規定。

第 15 条の追加条項は、民営化への反映である。第 10 章（第 96 条～第 99 条）は、財政の透明化を意図するものであり、経済の面での上からの民主化といえよう。